

残そう、自然の宝石箱・のりくら

くらがね通信

No.21 (夏号)

乗鞍岳の自然を考える会

平成17年7月20日発行

好評、公開講座『乗鞍自然談話室』

今年の当会主催の公開講座『乗鞍自然談話室』はこれまでに、5月「傷病鳥保護22年のあゆみ・直井清正」、6月「花かおる乗鞍岳出版記念談話会・小野木三郎」、7月「乗鞍信仰と開発の歴史・林格男氏」の3回を開催しました。毎回多くの参加者が集いユーモアを交えた講師の方の話を熱心に聞いていただいています。公開講座は会員参加として企画しています。今後も様々な分野でご活躍してみられる方をお招きして開催していきます。

5月度乗鞍自然談話室

『傷病鳥保護22年のあゆみ』

直井清正（日本野鳥の会岐阜県支部副支部長）

22年間傷病鳥の保護・世話をしてきた。なかでも迷子を扱うのが多かった。鳥の迷子はどうしても出るものだが、本当の意味での迷子は少なく、間違いで拾われてしまうことの方が多かった。迷子と思われる雛を見つけたら15～30分程、離れたところから見ていてほしい。するとたいがい近くに親がいることが多い。「迷子がいたからと思ってすぐ拾わないで。親がいるのに誘拐する事になってしまう。」と連絡が来るたびにそう答えていた。傷病鳥保護を始めてからずっと訴えてきて、今も変わらず言い続けている。

野鳥の会などでは、『ヒナを拾わないでキャンペーン』のチラシを配ってきたが、傷病鳥保護は本来、行政が行うはずなのに、岐阜県は野鳥の会にまかせっきりだった。県が愛鳥週間などでPRをしてくれれば、だいぶ変わってきたと思うのだが…。PRすれば仕事が増えるからと思われても不思議でない。今年度より保護事業は本来の県が行うことになったが、原則としてヒナは扱わない事になった。本当の意味での迷子のヒナを見つけたらどうなるのだろうか心配である。

昔、城山で繁殖したオシドリのヒナは、用水路を伝って宮川まで行く途中に迷子と間違えられ捕らえられ、持ち込まれることがよくあった。しかし、ほとんど死んでしまう。近年、用水路には蓋がされ暗渠になり、オシドリのヒナは確実に迷子になってしまった。昭和三十年代に城山で繁殖していたオシドリは故老田敬吉氏によると28以上の巣があったそうであるが、5、6年前には0になってしまった（城山のオシドリは絶滅した）。以前、「オシドリを『高山市の鳥』に指定して」とお願いしていた頃もあったが、今となっては指定されなくてよかったかな、と残念ながら思っている。現在、旧高山市内でのオシドリは3、4番いのみとなっている。オシドリを保護していた当時、5月24日頃になると、城山、国分寺周辺から持ち込まれたり電話が来たりした。夜のことが多く10年ほど続いた。

10月下旬から12月10日頃にかけてオオミズナギドリが保護される。始めの頃は海が荒れていて避難してきたときに落ちるのだろうと思っていたが、11月頃に輪島上空5,000mに氷点下30℃の寒気が入って、今年一番の冷え込みの予報があると落ちることが分かった。日本海の無人島で繁殖したオオミズナギドリの雛が大きくなり、初めての「渡り」で南へ向かう途中の高山上空辺りで寒気に出くわすと、体力のない若鳥が落ちてくる。そんな事も22年間保護してきて分かってきた。



キジの卵が一巣ごと持ち込まれることもあった。キジが卵を抱いているときは人間がぎりぎりまで近付かないと飛び立たない。鎌を持つての草刈りだと問題ないが、草刈り機を使つての草刈りだと、人間の1.5m先に刃があり、キジが飛び立つ前に刃でじっとしているキジを切ってしまい、卵だけ残ってしまう。持ち込まれた卵は孵卵機などで孵化させ、育てていた。狩猟用のキジを育てるためには多額の費用を使っているが、誤って残されたキジの卵やヒナを保護してもほとんど補助がない。野生の卵や雛を育てるほうにも力を入れてもらいたい。こんな馬鹿げたことがあたり前になっている。このようなことを県にお願いしても県はなかなか対応してくれない。

(ここで昨年傷病鳥保護センター設置等の要望書を渡したときの報道ビデオを流す)

昨年、要望書を県に提出したがその返事はいまだに帰ってこない。マスコミがこのことについて県に尋ねても「答える義務はない。」との返事で、三十数年前に始めて県庁へ要望書を出したときと同じ感じだ。近年バードウォッチングのことや、野鳥のことについて相談を受けるようになったので多少は期待していたのだが、三十年前と何ら変わっていない。

先日迷子になったと言ってフクロウのヒナが持ち込まれた。捕まえたときの様子を詳しく聞いてみると、フクロウの巣の場所も、親もまだ居るのではないかと思われたので、翌日捕まえた場所へ持っていくと案の定、兄弟がすぐそばにいた。ヒナをそっと置くと親がエサを持ってきた。別の場所のフクロウも同じ状態だった。フクロウのように巣の場所が特定できそうなのは返す事ができるが、小鳥の類は難しく、明らかに親がいそうな場合は返すが、難しい場合は育てる事になる。一番いいのは皆さんに関心を持っていただいて、強制的に迷子にさせないようにしていただく事だ。

昨年の例でフクロウが2羽のヒナを育てたが、親は1羽しか連れて行かなかった。1日見ていたが親がもう来ないので引き取ったから見てくれ、と持ち込まれたのでやむをえず育てた。また、高山市では民家で巣を作るカケスが多い。これは全国的に稀有で有名なのだが、町の中で育ったヒナが道路に落ちて、車の通行が多いため親も見捨ててしまい、今にも轢かれそうだから何とかしてくれという電話も多い。このように個々に対応しなければならない。県が言うようにヒナは原則扱わないというのは、生態を無視した責任逃れの感がある。県に何回もお願いしているがなかなか話に乗ってこない。

鳥以外の動物も県に施設がないので世話したことがある。キツネ、タヌキ、アナグマ、テン、ムササビ、コウモリ、ウサギ、などで、カモシカとクマの保護依頼もあったが断った。

伝染性の病気には十分注意しなければならないが、鳥も人も安心して住める環境であってほしい。

(5月25日、高山市民文化会館)

《あの方の話を聞いてみたい等のご希望がありましたら、ぜひ、ご連絡下さい。乗鞍岳にこだわらず身近な自然、文化などの話でもよろしいです。ご希望に応えられるよう、運営委員会で協議のうえ開催します。 連絡先 34-1287(宝田)》

『自然に関する法律を考えてみよう』

飯田 洋

第3回 自然公園法の今後の課題

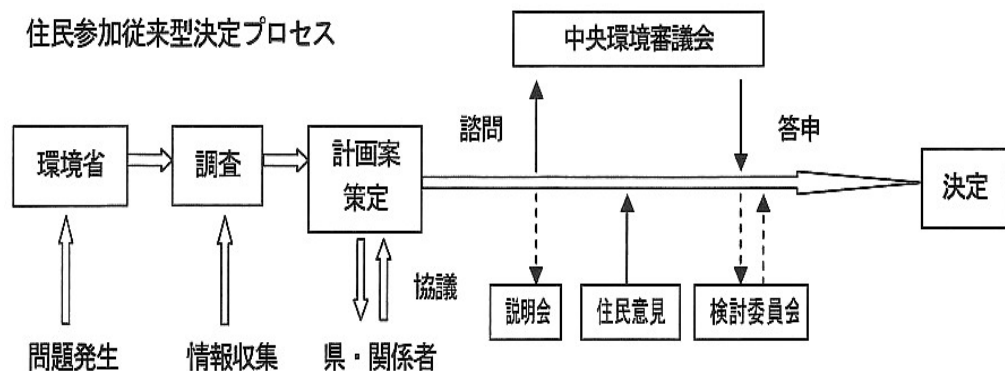
1, 国立公園が誕生して70年目を迎え、多くの人々に親しまれてきました。また、指定面積も大きいことから、開発を抑制し自然保護に貢献してきたともいえましょう。しかし、過剰利用問題や、リゾート開発によって公園指定地域の傍らで依然として開発が進められています。改正法では、前回説明したように公園管理団体に風景地の保全の手助けを受けるというもので、これからは民間団体との連携がますます必要なケースが増えてくることは確実で、大変良いことだと思います。

ところで、国民の誰もが健康の増進のために利用できる、その公園のあり方は誰が決めて計画を立てているのでしょうか。法律上、公園計画や、新たな公園の区域の変更などの手続には住民が関与する機会がほとんど与えられていません。

公園計画は、環境大臣が関係自治体の意見を聴いて決定すると定めている（12条）だけで、要綱により、地元代表者を構成員とする国立公園管理検討会を設置することもできますが、実際には自然保護事務所長が関係行政機関の、地元関係団体（観光協会、森林管理所など）と協議機関を作って、原案を作成し、中央

環境審議会に諮問し
答申を受けて決定
しています。マイカー
規制などでは、臨時
検討委員会を設置す
ることもあります、
それだけでは極めて
不十分です。国民共
有の財産であり、地

住民参加従来型決定プロセス



域の住民やNPOが最も地域の自然公園の実情を知っているわけですし、改正法は、住民との連携を志向しているのですから、より進めて住民参加手続の導入や、河川法で採られている流域協議会のような制度の導入が望まれます。

2, 自然公園法は「優れた自然の風景地を保護」と「利用の増進を図る」という矛盾する2つの目的をもっています。これまでは観光として利用するという面が重視されてきました。そのため、上高地、立山、尾瀬など、わが国を代表する国立公園の過剰利用が起こってきたといっても過言ではありません。こうした背景には、もともと風光明媚な観光地が国立公園となってきたことや、道路網の発達と観光の大衆化・大量化などがあります。今後とも、国民の余暇時間の増加や、登山・自然観察など自然に親しもうという公園利用者の増加が予想されることから、それが原因となって、登山道の崩壊、トイレやゴミ問題等を抱えていくことになります。過剰利用の問題については、利用調整地区制度などを活用していけば、一定の成果が期待できるでしょう。しかし、法の目的が生物の多様性の保全ではなく、優れた自然の風景の保護と利用の増進であることから明らかなように、利用調整地区の指定の対象となるのは、過剰利用に因って、自然の風景や、利用が損なわれている地域が想定されているわけで、自然の許容限界を客観的に調査して見極めることも難しいことで、なかなか利用調整地区の指定は進まないという心配もあります。

3, 普通地域については、バッファゾーンとしての性格も有するといわれていますが、ほとんどが民有地であり規制も極めて弱く、開発の抑制としても十分機能していません。開発のための届出が自

然保護事務所になされた段階で行政指導、及び禁止等の命令(第20条第2項、第21条)により、歯止めになる場合もありますが、それでも充分とはいえません。普通地域をコアとなっている特別保護地区のバッファゾーンとして機能させるためには、より規制を強化していくことが必要ではないでしょうか。ゾーニング(地域指定)の段階から、原生的な自然や生物の多様性を重視した公園か、傑出した景観を重視した公園かなどといった、公園の特性に応じて、コア部分が十分に保護されるようにすべきであると考えます。

談話室

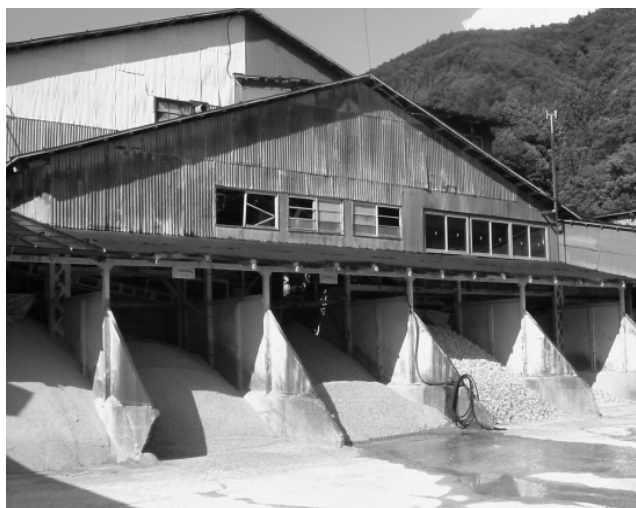
足元が示すもの

荒家 敏伸(高山市)

以前に小野木先生と乗鞍、土俵が原から平湯大滝へ下りたことがありました。クロユリが咲きキヌガサソウが咲いて美しい道です(現在この道は規制されている)。途中鉾山らしき所があり、流れる水で石が赤く染まっています。地図には「毒」と記されていました。

私は焼き物屋ですので、飛騨の焼き物と山との関係についてお話をします。

飛騨で有名なのは何といっても洪草陶石や清美陶石でしょう。「古陶磁の科学」(内藤匡)にも記載されています(陶石、高陵石=磁器を作る基本原料。この鉾物を粉碎し、鉄分を除いて調査し胎土とする)。記録では陶石が槍ヶ岳でも発見された例も報告されているそうです。



(伊西峠にある『清水産業』陶石プラント)

神岡から山之村へ行く伊西峠に伊西陶石鉾山があります。原石を選別する過程で出る排水を一時沈殿する池のあるところ。此処も陶石(セリサイト=雲母に近い鉾物)や石英を産出

しますが、等級が低く美濃へ運んで精製し胎土とするのには採算が取れないので休業状態です。山之村には山野村陶石があり、天蓋山では珪石が掘られていました。神原峠には須山陶石もあります。

私の工房がある滝町は、先の大雨で何箇所も法面が崩れてしまいました。この一帯には凝灰岩(火山灰、火山砂が堆積して固まったもの)があります。此処の凝灰岩は焼岳の噴火した時の堆積物です。私はこれを釉薬に使っていますが、焼きあがると青磁のような美しい色あいになります。

松ノ木自動車学校前、車田周辺では珪砂(以前土地の方々は、磨き砂として使っていた)があり、ハロサイト、モンモリサイト(膨潤白土)という鉾物が出ます。これらは焼くと堅くしまります。同様のものが江名子糠塚からも出ます。石浦の宮川の川床から白色のハロサイトが出ています。魚釣りをなさる方はご覧になっているかもしれません。

このように飛騨には焼き物に有用な鉾物が色々出ていますが、現在経済的に採算が合わない、埋蔵量が少ない、需要の減少などで、廃坑になっている鉾山が殆どです。

古川と清見の境にある猪伏山、上枝の三枝小学校的後方にあるアンテナ山に登ると、高山が乗鞍岳や御岳の裾野であることが実感させられますが、私達の足元にもそれを示すものがたくさん眠っているのです。

(取材協力・日東連原料 坂崎さん)

《母校の歌・5》

岐阜県立斐太高等学校校歌

作詞 今村勝一
作曲 楠美恩三郎

一、
そそり立ちたる乗鞍の山
たぎち流るる宮川の水
山と水とを後(しりえ)の前に
控えて抱きて我らは集ふ

二、
久遠の理想はゆくてを照らし
自然の靈気はわれ等を包む
善友良師の導きうけて
切磋琢磨の業(わざ)
をば積まむ

三、
動かぬ山と汚れぬ水を
われ等の鑑(かがみ)
といそしみ励み
磨きあげなむ勲(いさお)の真金
拾い出(いだ)さむ
誉(ほま)れの真玉

明治41年1月1日制定

明治19年高山中学校として開設。昭和23年岐阜県立斐太高等学校に昇格。県内2番目の歴史がある公立高校。有名な卒業式後に行われる「白線流し」は、旧制中学のときから続いている。校歌のほかに、「巴城ヶ丘別離の歌」「斐高行進曲」「送別歌」などもある。作詞の今村勝一は、国語の教師、作曲の楠美恩三郎は東京音楽学校(現在の東京芸術大学音楽学部)助教授で、「天は東北山高く」(旧制第二高等学校校歌。作詞、土井晩翠)の作曲もしている。

◎ 岐阜県立斐太高等学校 岐阜県高山市三福寺町 736

<http://school.gifu-net.ed.jp/hida-hs/index.htm>

高山市立東山中学校校歌

萌えるみどりの歌

作詞 関根 栄一
作曲 湯山 昭

一、
山脈の連なる飛驒よ
木の幸をきざむ匠の
今もなお香る高山
仰ぎ見る乗鞍に希望大きく生きようよ
ひるがえる 自立の旗 中学東山

二、
冴え冴えと星降る飛驒よ
都振りはるか伝えて
心澄む雅び高山
山水のせせらぎを集め流れる宮川よ
ひびきあう 友情の歌 中学東山

三、
さわやかに 萌えるみどりよ
力強く伸びるみどりよ
ああ中学東山 ここに鍛える 若者我ら
青春の我ら

昭和52年11月15日制定

昭和52年創立。高山市内で最も新しい中学校。開校10周年に校歌碑を設置、開校15周年記念に、作曲者の湯山昭氏を招いて講演会を行っている。作詞・作曲の両氏は他にも多くの校歌を手がけている。

◎ 高山市立東山中学校 岐阜県高山市松之木町 262

<http://www.city.takayama.gifu.jp/ga/higashiyama-j/index.htm>

乗鞍展望お勧めスポット

その7 長野県乗鞍高原



岐阜県側は丹生川町町方から乗鞍に近付くほど手前の山に隠れて乗鞍岳が見えなくなっていくが、長野県の乗鞍高原ではふもとから頂上まで一望できる。展望スポットとしては、高原の鈴蘭から奈川に通ずる有料のスーパー林道途中の白樺峠からがベスト。

番所から一ノ瀬園地を眼下にし、徐々に高度をとっていく乗鞍岳。穂高岳も見られる。高山市街から見るのと反対で、左端が高天原で大日岳・剣ヶ峰と続いていく。森の中が禿ているように見えるのは乗鞍高原スキー場で、標高 2,300m まで伸びている。

鈴蘭には「乗鞍自然保護センター」があり、乗鞍岳の自然や人々の生活史など多くの資料が展示してありぜひ立ち寄っていただきたい。隣には日本で数少ないクビワコウモリの繁殖小屋「バットハウス」が建てられ、夏にはコウモリ観察会が開かれている。また、白樺峠一帯では、秋になると 10,000 羽を超えるサシバ・ハチクマなどのワシ・タカ類の渡りが見られ、多くのバードウォッチャーで賑わう。

会員状況 (前号以降・敬称略) 平成 17 年 6 月末会員数 一般 160 名 ・ 団体 3 団体

■ 会員を募集しています！ 年会費 = 個人 2,000 円 家族 3,000 円 団体 5,000 円
あなたの知人、友人に
入会をおすすめください
・ 郵便振替 00800-8-129365
・ 振込先 乗鞍岳の自然を考える会

くらがね通信 第 21 号 (夏号) 平成 17 年 7 月 20 日発行

発行者 乗鞍岳の自然を考える会 〒 506-0055 岐阜県高山市上岡本町 4-218-3 飯田 洋
TEL 0577-32-7206 ・ FAX 0577-32-7207

編集室では皆さんからの原稿、ご意見等をお待ちしています。

■ 編集責任者 : 宝田 延彦 E-mail : nobu1995@peach.ocn.ne.jp TEL(FAX 兼) 0577-34-1287
■ 編集者 : 住 寿美子 TEL 0577-34-7237 : 栗田 美由紀 TEL 0577-33-0179
表紙写真提供 : 小池 潜 印刷 : アドプリンター